

西サハラの資源問題～国際法と国内法はどう関係するか

松野明久

2021年9月18日

はじめに

モロッコは1975年以来その占領下においている西サハラでさまざまな経済活動を行い、利益を上げている。例えば、世界的に知られたリン鉱石の採掘・輸出に加え、西サハラの農園でつくられたトマトや西サハラの水域でとれたタコを「モロッコ産」として輸出している。また、一定の資金提供と引き換えに、欧州や日本の漁船が西サハラの水域で漁を行うことを許可している。さらには西サハラを再生可能エネルギーの生産拠点、そして海浜リゾートを中心とした観光拠点にしようと盛んに外国投資を呼び込んでいる。

こうしたモロッコ政府及びモロッコの民間企業、外国企業が主導して進める西サハラの事業は、モロッコからの移民を多く採用し、西サハラ住民を周縁化している。漁業においてもモロッコや外国の漁業会社が主たる担い手であり、「地元漁民」と言われる人たちもその多くはモロッコからの移民に他ならない¹。また、西サハラで操業する漁船のライセンス料等はモロッコ政府の国庫に入り、西サハラ人民が管理できるものではない。

こうしたモロッコによる西サハラでの経済活動は非自治地域の天然資源開発に関する国際法に違反している。また、西サハラ人民の権利を無視しており、彼らの利益を損ない、占領を長期化させ、既成事実化するものである。ただ、その責任はモロッコ政府のみに帰されるものではない。これらの経済活動には外国政府・外国企業が関わっている。実際、西サハラの農園にしても、観光・再生可能エネルギー分野にしても欧州企業が多く投資・調達に関わっている。法的、政治的、倫理的に問題がある経済活動にそれと知っていて関与を続ける諸外国政府・企業は、モロッコの不法な西サハラ占領の共犯者になっている可能性がある。

ここではこの問題を考える際に参照される法的な枠組みと具体的な裁判事例を検討することで、現状を概略的に解説したい。本稿は現状を概観した予備的考察に他ならず、さらなる事実の把握や論点についての個別の議論が必要である。ただ、この数年、欧州における一連の裁判やそれに伴う議論の活発化を背景として、本問題の理解が緊急に必要であると考へ、予備的考察を行うことにした。

本稿では、まず、西サハラ人民の資源に対する権利の主張の根拠となる天然資源に対する恒久主権の概念を述べ、チェリー・ブロッサム号事件（西サハラのリン鉱石積荷差し押さえ事件）、EUモロッコ農水産品協定、EUモロッコ漁業協定とその裁判事例を紹介する。次に、

¹ ダーフラ近郊の漁民は基本的にモロッコからの移民であり、それによってダーフラの人口が急激に増えていることについて以下を参照。Verguilla (2009), pp. 44-45.

日本ではどのような法的枠組みが存在するかを、関税法、日本モロッコ漁業協定、日本モロッコ投資促進協定を検討することで把握する。最後に、ビジネスと人権に関する国際的潮流の中で本問題をどう考えるべきか考察したい。

天然資源に対する恒久主権

天然資源に対する恒久主権 (permanent sovereignty over natural resources) は、まず 1962 年 12 月 14 日に採択された国連総会決議 1803 (XVII) によって確認されている²。決議は「人民と国民の天然の富及び資源に対する恒久主権は、その国民的発展の利益と当該国家の人民の福祉のために行使されなければならない」、「かかる資源の採掘、開発、利用及びそうした目的のために必要な海外資本の導入は、当該人民や国民がそうした活動の承認ないしは制限、禁止に関して必要または望ましいと自由に考える規則や条件と一致したものであるべきである」、「諸国と国際機構は憲章と本決議に定められた原則にしたがい、人民と国民の天然の富及び資源に対する主権を厳格かつ誠実に尊重するものとする」と述べている。資源に対する恒久主権は、この決議の前文第一パラグラフで言及されているように、自決権の基本的構成要素であるとの考えに基づいている。そしてそれは非植民地化という文脈においては、1960 年の国連総会決議 1514 (XV) 「植民地と人民に独立を付与する宣言 (植民地独立付与宣言)」が政治的権利を述べているのに対して、経済的権利を述べているものであるとみなされている。天然資源に対する恒久主権に関する国連総会決議 1803 (XVIII) に反対した国は 2 つあり、アパルトヘイト時代の南アフリカとフランスであった³。アパルトヘイト廃止後の南アフリカは自決権の強力な支援者であり、したがって西サハラ民族解放闘争を支持しているが、フランスはモロッコ占領下西サハラの経済的搾取に今なお深く関わっている。

天然資源に関する恒久主権はその後発展を遂げた。例えば、1966 年の国連総会決議 2158 (XXII) は理念実現のための手続きの原則を定めた。この決議は、天然資源の採掘は当該国の国内法や規則にしたがって行われなければならない、外国資本が事業に関わる場合は当該国民がその運営においてより役割を果たせるようにし、対等な立場に立って利益のより大きな部分を受け取れるようにしなければならない、当該人民の発展のニーズや目標と相互に受け入れ可能な契約実践を尊重しなければならない、そして外国企業が関係する場合はこの権利の行使を妨げるようないかなる行動も取ってはならないなどと述べている。また、1972 年の国連総会決議 3016 (XXVII) は、恒久主権が適用される天然資源の範囲を、当該国が管轄権を有する海底及び水域に広げた。さらにこの決議は、1970 年の国連総会決議 2625 (XXV) 「国連憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言

² 天然資源に対する恒久主権についての歴史的経緯については、国連ウェブサイトの Audiovisual Library of International Law: Permanent Sovereignty over Natural Resources のコーナーを参照。 https://legal.un.org/avl/ha/ga_1803/ga_1803.html [accessed: 12 August 2021]

³ United Nations General Assembly Seventeenth Session Official Records, 1194th Plenary Meeting, Friday, 14 December 1962, p. 1134. https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/PV.1194 [accessed: 12 August 2021]

(略称：友好関係原則宣言)」が、いかなる国も他国の主権の行使を自国に従属させたりそこから何らかの利益を得たりする目的で、経済的、政治的その他の強制的措置を使用してはならず、またその使用を奨励してはならないとしたことも確認している。

以上、天然資源に関する恒久主権に対する国際原則は一連の国連総会決議によって確立している。国連総会決議は強制力をもたないとされるが、天然資源に関する恒久主権が自決権の構成要素であるとするれば、自決権そのものは2つの基本的国際人権規約、すなわち「市民的権利及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)の第一条において規定されたものであるので、強制力がないといって無視することはできない。

天然資源に関する恒久主権の考え方は、それを直接に不法に採掘または略奪している国だけではなく、それを取引することでその違法な採掘や略奪を「奨励」してしまっている他の国の責任も問うということに繋がる。

西サハラ天然資源に対する恒久主権を論じる際に、2002年に国連安保理の質問への回答というかたちで提示された当時のハンス・コーレル法務担当国連事務次長の見解は重要である⁴。コーレル氏の回答は、2001年11月に安保理議長が安保理メンバー国を代表して、モロッコ政府が西サハラの鉱物資源開発の契約を外国企業に提案し、それに署名しているといった行動の合法性について意見を求めたことに対してなされたものであった。その意見の中で、コーレル氏は、西サハラは非自治地域であり、非自治地域の資源管理及び投資については独自の体制が種々の国連決議によって構築されている、国際法判例では関連するものが2件(東ティモールの海底油田開発問題、ナウルのリン鉱石採掘問題)あるがいずれも資源の所有権については判断が示されていない、ただし国家実行においてはナミビアにおける南アフリカ等によるウラン開採が違法とされたこと、東ティモール国連暫定行政(UNTAET)が東ティモール人民と完全に協議を行いつつオーストラリアとの石油資源開発協議を行ったことを述べ、モロッコが諸外国・企業と行っている契約そのものは違法とはいえないが、それが西サハラ人民の利益と願望を無視したかたちで進められていけば、国際法違反であろうと結論した。後にコーレル氏は鉱物資源採掘にかかるこの意見は鉱物資源以外にも当てはまると述べることになる。

さて、本論を進めるにあたり、ポリサリオ戦線及びサハラ・アラブ民主共和国の法的地位を確認しておきたい。まず、ポリサリオ戦線(Frente Polisario)は1973年にスペイン領サハラ(西サハラ)領内で設立された民族解放闘争のための政党であるが、国連では西サハラ人民の代表として決議で言及されたことがある。それは国連総会決議34/37(1979年)の第7パラグラフが「西サハラ人民の代表たるポリサリオ戦線が西サハラ問題の公正で、恒久的、決定的な政治解決の探求に完全に参加することを勧告する」とした部分である。その後も1991年の国連の和平解決案にモロッコとともに当事者として合意するなど、実際西サハラ人民の代表として活動してきた。一方、サハラ・アラブ民主共和国(RASD)は1976年

⁴ Letter dated 29 January 2002 from the Under-Secretary-General for Legal Affairs, the Legal Counsel, addressed to the President of the Security Council, 12 February 2002 (S/2002/161).

に西サハラの解放区内で樹立が宣言された国であり、2021年8月現在45ヶ国で国家承認されている⁵。また、アフリカ連合の正式な加盟国でもある。一方、欧米日豪など主要先進国は国家承認しておらず、またRASDは国連にも加盟していない。このような場合、共和国を国家承認している国に対してはRASDは政府として振る舞い、そうでない国においてはポリサリオ戦線として振る舞うことになる。

チェリー・ブロッサム号事件⁶

チェリー・ブロッサム号事件とは、2017年、サハラ・アラブ民主共和国政府とポリサリオ戦線がニュージーランドに向けて運ばれていた同船の積荷の西サハラ産リン鉱石に対して所有権を主張し、船の寄港先である南アフリカ共和国東ケープ州ポート・エリザベスの高等裁判所 (High Court) に提訴した事件である。2018年に出た判決は、原告の主張を認め、積荷をサハラ・アラブ民主共和国のものとした。

チェリー・ブロッサム号 (NM Cherry Blossom) はギリシャの船会社ノミコス・トランスワールド・マリタイム (AM Nomikos Transworld Maritime) が所有・運行する貨物船で、船籍はマーシャル諸島である。積荷であるリン鉱石の運搬のために同船をチャーターしていたのはロンドンとメルボルンに拠点をおくファーネス・ウィジー (Furness Withy) であるが、この会社はドイツのハンブルグ・スド (Hamburg Süd) の一部であり、ハンブルグ・スドはエトカー・グループ (Dr. Oetker Group) が所有していた。ただ、ハンブルグ・スドは2017年後半に世界的な海上輸送会社であるデンマークのマースク (Maersk) の手に渡っている。

問題となったリン鉱石は西サハラのブークラーで採掘され、西サハラのエル＝アイウンの港で積み込まれ、ニュージーランドに向けて運ばれていた。購入者はニュージーランドのバランス・アグリ・ニュートリエント (Ballance Agri-Nutrients) であった。同社は2001年に設立された農家が構成する組合で、肥料製造を軸に幅広い事業を行っている。その前身企業は1940年代からナウルやクリスマス島のリン鉱石を原料として肥料製造を行っていた。本社は北島プレッティ湾に面するタウランガにある。ニュージーランドは西サハラ産リン鉱石を何度も輸入してきたが、通常のルートは南アメリカ南端経由であり、パナマ運河を通ることも、南アフリカに寄港することもなかった。理由は明らかではないが、南アフリカ経由は珍しいことであった。

裁判 (ケース番号 Case no. 1487/17) は次のように進行した。まず、2017年5月1日、南アフリカの高等裁判所はサハラ・アラブ民主共和国とポリサリオ戦線の請求に応じて、ポート・エリザベスに寄港したチェリー・ブロッサム号の引き留めを命じた。同貨物船は55,000トンの西サハラ産リン鉱石を積んで4月13日にエル＝アイウンを出発し、5月1日にポート・エリザベスに到着したものである。引き留め命令は到着の数時間後に発せられた。

⁵ サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学西サハラ研究センターのホームページによる。
https://www.usc.es/es/institutos/ceso/RASD_Reconocimientos.html [accessed: 13 August 2021]

⁶ 裁判の概要については以下のNGO報告書を参照。Western Sahara Resource Watch, *P for Plunder: Morocco's Exports of Phosphates from Occupied Western Sahara 2019*, 2019, pp. 15-16.

高等裁判所は6月15日に引き留め命令の正当性を確認する判断を示した⁷。この判断は、サハラ・アラブ民主共和国の地位（アフリカ連合の加盟国で南アフリカが国家承認していること）、ポリサリオ戦線の地位（国連総会が西サハラ人民の代表と認めたこと）、歴史的経緯や関連する国際法を吟味した上でなされたものであり、サハラ・アラブ民主共和国とポリサリオ戦線はリン鉱石に対する所有権を十分に論証したと述べている。この時点で、裁判の行方は明らかだったと言えるだろう。その後、モロッコ国営リン鉱石公社（OCP SA）はバランス社から積荷のリン鉱石を買い戻し、積荷の所有者として被告席に座ることになった。しかし、7月13日、OCPは同裁判所が国連決議や基本的法概念に反した判断をしているとして、公判に出廷しないと通告した。そのため、被告欠席のまま、最終判決は2018年2月23日に出された⁸。判決の骨子は2点あり、(1) サハラ・アラブ民主共和国が同積荷の所有者である、(2) OCP SAと販売会社 Phosphates de Boucraa SAは積荷をバランス・アグリ・ニュートリエントに売る権利はない、というものであった。

その後、船は2018年5月に引き留めを解かれた。貨物を扱っていたファーネス・ウィジー社は引き留めは1日当たり10,300ドルの費用がかかると不満を述べていたが、結局1年余りの引き留めに要した費用約3,500万ドルを支払わなければならなかった。一方、積荷のリン鉱石は2018年3月に入札にかけられた。ポリサリオ戦線によれば、その結果、ファーネス・ウィジー・オーストラリア（FWA）が79,000ドルで落札した。しかし、FWAはその後OCPにそれを売り、OCPは自ら出資しているインドのプラディープ・フォスフェイツ社（Pradeep Phosphates）に売却したとされる⁹。

チェリー・ブロッサム号事件の判決は、サハラ・アラブ民主共和国を国家承認し、またポリサリオ戦線の民族解放闘争を支援している南アフリカにおいてこそ可能だったと言えるだろう。

これに対し、ポリサリオ戦線がパナマで提訴した西サハラ産リン鉱石の積荷に関する訴訟があるが、こちらでは原告の主張は認められなかった。ウルトラ・イノベーション号（M/N Ultra Innovation）がカナダに向けて運んでいた西サハラ産リン鉱石55,000トンについてポリサリオ戦線は所有権を主張したのであるが、2017年6月5日、パナマの海運第一法廷は、ポリサリオ戦線は積荷のリン鉱石がサハラ・アラブ民主共和国に属することを証明できなかった、また問題のリン鉱石が合法的に採掘されたものかどうかは海運法廷の判断できる範囲を超えているという理由で、訴えを退けた。（Ruys 2019: 68）

⁷ High Court of South Africa, Judgment: Case no. 1487/17, 15 June 2017. <http://www.saflii.org/za/cases/ZAECPEHC/2017/31.pdf> [accessed: 13 August 2021]

⁸ High Court of South Africa, Judgment: Case no. 1487/2017, 23 February 2018. https://www.usc.es/export9/sites/webinstitucional/gl/institutos/ceso/descargas/SA_High-Court-order_23-02-18.pdf [accessed: 13 August 2021]

⁹ 入札後どうなったかについては、OCPの発表は微妙に異なる。OCPは「象徴的な金額で差し押さえられた貨物を取り戻した」と発表した。Hebergementwebs/AFP, “Moroccan phosphate giant OCP recovers seized cargo from South Africa”, 20 June 2020. <https://www.hebergementwebs.com/general/moroccan-phosphate-giant-ocp-recovers-seized-cargo-from-south-africa> [accessed: 12 August 2021]

EU モロッコ農水産品協定裁判¹⁰

2012年11月19日、ポリサリオ戦線は2012年3月8日付けEU理事会決定2012/497/EUの部分的無効化を請求してEUの一般裁判所（General Court of Justice）に提訴した（ケース番号 Case T-512/12）。決定は農産物・農産物加工品・魚及び水産品の相互的自由貿易化措置に関するEUモロッコ間の協定を承認するという内容であった。協定は非常に長い名前なので一般に「農業協定（Agricultural Agreement）」という略称を使うことが多いが、ここではその内容に即して「農水産品協定」と呼ぶことにする。問題はこの協定が運用において西サハラ産の農産物・農産物加工品・魚及び水産品をモロッコ産として特惠関税で受け入れているという点にあり、ポリサリオ戦線の主張は、この農水産品協定がEUが加盟している国際条約に違反しており、西サハラ人民の自決権など人権尊重に対する第三国の義務を怠っている、そのような協定を承認したEU理事会決定は違法であるというものであった。一般裁判所はEUの裁判制度の中で一審を扱う裁判所である。控訴審は欧州司法裁判所（European Court of Justice）で扱われる。

一般裁判所での審理は3年ほどを要し、2015年12月10日に判決が言い渡された。判決は原告であるポリサリオ戦線の主張をほぼ認め、EU理事会決定2012/497/EUを無効とするという内容であった。判決はポリサリオ戦線に原告資格ありとし、EUが占領地をもつ国と協定を結ぶこと自体は否定されないが、当該非自治地域に影響を与えることが当然予想される協定について、協定相手国にそうした搾取行為をしないように求めるだけでは不十分であり、EU理事会は事前にその人民に協定が不利益を与えるものでないかどうかを調べる義務があると述べた。

この判決を不満として、EU理事会は2016年2月19日に控訴した（ケース番号 C-104/16 P）。このとき正式に控訴を支持した国・団体は、ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、そしてモロッコ農業農村開発連合であった。EU理事会の控訴審における主張は、同協定の西サハラへの適用は「間違い」によるもので、もともと西サハラへの適用は想定されていなかった、したがってポリサリオ戦線と事前に協議することも必要ではなかったというものであった。そして、同協定の西サハラへの適用がそもそも意図されていたものか、「間違い」によって発生したのかは異なるものであり、前者であれば決定は不法であり、後者であれば決定の適用が不法なのであり、その協定そのものに不法性はないと主張した。果たして2016年12月12日に出された欧州司法裁判所の判決は、一般裁判所の判決を棄却するというものであった。控訴審判決は、一審判決がそもそも本協定を西サハラに適用可能だと解釈したことが間違いである、もし協定を西サハラに適用するものとして締結するのであれば、EUは自決権に関する原則と合致するようなかたちでそれを行わなければならない、協定の第三者、すなわち西サハラ人民の承諾が必要である、しかるに本協定について西サハラ人民はいかなる承諾の意も表明していないと述べた（para. 106）。したがって、協定は西サハラに適用することはできず、ポリサリオ戦線は本協定によって影響を受ける立場にはなく、原告適

¹⁰ 裁判の概要については Suárez-Collado and Contini (2021)を参照。

格性を有しないと判断したのである。欧州司法裁判所の判決は、ポリサリオ戦線の原告資格を認めなかったとは言え、協定が西サハラに適用不可能との判断を示したことで、ポリサリオ戦線側の事実上の勝訴であったと言えるだろう。

実際、この判決を受けて EU は協定を修正せざるをえなくなった。というのも、判決を受けてのモロッコの怒りはすさまじく、ヨーロッパに新たな移民の波が押し寄せるだろうなどと脅しをかけてきたからである¹¹。修正案作成は EU の外務省ともいえる欧州委員会対外行動庁の仕事になった。モロッコとの交渉には約 2 年かかり、2018 年 7 月 16 日に EU 理事会は修正された協定案を了承した。

しかし、この修正された協定が欧州司法裁判所が課す条件をクリアするためには、西サハラ人民の承諾 (consent) が必要であった。この課題をクリアするために、欧州委員会は、西サハラ関係の政治家や実業家、業界団体、人権団体と協議を行うことにした。ただ、ここに問題のすり替えがあることを確認しておきたい。必要なのは「承諾」であって「協議」ではない。「協議」だけすればよいのであれば、「承諾」は得られなくても成立する。実際、EU は協議に参加も承諾もしていない、声を掛けただけの団体を協議団体リストに挙げて、あたかも条件をクリアしたかのような体裁を整えようとした。

NGO「西サハラ資源ウォッチ」によれば、協議の結果はまず 2018 年 3 月、欧州議会の貿易委員会に提出された。その際、「協議したステークホルダーリスト」も提示され、そこにはモロッコ政府・国会の政治家や実業家、OCP (モロッコ国営リン鉱石公社)、現地の業界団体に加え、ポリサリオ戦線代表が含まれていた。また、リストには、会議参加を拒否した団体としてサハラウィの人権団体、イギリスの西サハラ支援団体、ベルギー拠点の「西サハラ資源ウォッチ」他、85 団体が含まれていた。「西サハラ資源ウォッチ」はインフォーマルな会議を打診されたが、自分たちは西サハラの人びとを代弁できないとして断っていた。また、85 団体は、自分たちの代表であるポリサリオ戦線の承認なく協議には参加できないとして断っていた。(WSRW December 2020: 18)

しかし、「西サハラ資源ウォッチ」が暴露した 3 ヶ月後の 6 月 11 日に EU 理事会と欧州議会に提出された「協議したステークホルダーリスト」では、人権団体、イギリス・ベルギーの NGO85 団体はすべて協議された団体として挙げられていた。協議そのものを拒否した団体から協議された団体への書き換えは改竄・捏造とも言えるものであり、EU がいかにモロッコとの協定を無理矢理成立させようとしていたかが伺い知れる。(WSRW December 2020: 20)

欧州議会は 2019 年 1 月 16 日に修正協定案を可決了承した。

EU モロッコ漁業協定裁判

漁業協定に関する法的アクションとしてはポリサリオ戦線が 2014 年 3 月に行ったものが最初となる。ポリサリオ戦線は 2014 年 3 月 14 日、2013 年 12 月 16 日の EU 理事会決定

¹¹ 2017 年 2 月 6 日のモロッコ農水省の発言。Suárez-Collado and Contini (2021), note. 14, p. 18 を参照。

2013/785/EU の無効化を求めて一般裁判所に提訴を行った（ケース番号 Case T-180/14）。問題となった EU 理事会決定は、EU モロッコ漁業連携協定が規定する漁業機会と財政支援に関する議定書を承認した決定のことである。漁業機会（fishing opportunities）と財政支援（financial contribution）とは、同漁業連携協定の核心部分であって、EU 加盟国の漁船がモロッコ管轄水域で漁を許される代わりに EU がモロッコに漁業分野発展のための資金を提供することを意味している。この件に関する判決はだいぶ後になって 2018 年 7 月 19 日に出されることになるが、結果は棄却であった¹²。

実は、EU モロッコ漁業協定については 2 つめの訴訟が 2015 年 2 月にイギリスで提起され、10 月に欧州司法裁判所に回されるが、そちらの判決が先に出ることになる。そのため、ここではそれを先に論じたい。

2015 年 2 月、イギリスの西サハラ支援団体「イギリス西サハラキャンペーン」は、EU モロッコ農水産品協定にもとづき西サハラ産農水産品を（イギリスに）輸入していることについて英国政府の関税委員長の、また EU モロッコ漁業協定によってイギリスの漁船が西サハラ水域で漁をすることを許可していることについて環境食料農村問題担当長官の責任を問うて、イギリスのイングランド及びウェールズの高等法院（High Court of Justice）に提訴した。高等法院はこの事件を 10 月 21 日、欧州司法裁判所に委託した（ケース番号 Case C-266/16）。理由は「欧州委員会がこれらの協定に関係する国際法の理解・適用に明白な誤りがあった疑いがある」というものであった（Suárez-Collado and Contini 2021: 14）。提訴は EU モロッコ農水産品協定をポリサリオ戦線が訴えた訴訟の審理中になされたものであった。ただ、今回は EU 漁業協定も含まれており、その点で欧州司法裁判所の判断が注目された。

EU 理事会と欧州委員会は漁業協定について次のように主張した。すなわち、モロッコは当該地域の事実上の（de facto）施政国であり、それによって西サハラ人民の自決権を踏みにじることなく西サハラとその水域に適用可能な協定を結ぶことは可能であると。また、当該地域がいかなる法的体制の下にあらうとも、当該地域の天然資源の利用は西サハラ人民の利益になることであると主張した。

果たして、2018 年 2 月 27 日に出された欧州司法裁判所の判決は、「モロッコの漁業区域」は西サハラの水域を含まない、ただし EU モロッコ漁業協定そのものは合法的であるというものであった¹³。この判決は、EU 農水産物協定に関する EU 理事会決定の是非を判断した 2015 年 12 月の判決の論理を踏襲したものであった。つまり、協定そのものは有効だが、そこに西サハラを含んではならない、含ませる場合は西サハラ人民の承諾がいるというものである。

欧州委員会と欧州議会は、先の農水産品協定の場合と同じような方法で、漁業協定を修正した。そして、欧州議会は 2019 年 2 月 12 日に新協定を可決了承した。欧州委員会は「西

¹² Order of the General Court of 19 July 2018 – Front Polisario vs. Council (Case T-180/14). <https://curia.europa.eu/juris/documents.jsf?num=T-180/14> [accessed: 12 August 2021]

¹³ Judgment of the Court (Grand Chamber), 27 February 2018, in Case C-266/16. <https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&num=C-266/16> [accessed: 12 August 2021]

サハラの現地の住民たち及び利害をもつ団体」と協議を行ったと主張する。そして、ポリサリオ戦線は協議に参加することを拒否したと述べた。ところが、ポリサリオ戦線は欧州委員会の方が協議を拒否したものであると主張した。(Suárez-Collado and Contini 2021: 15-16)

(参考) パレスチナ被占領地のイスラエル入植地産品問題

被占領地産品の取り扱いという点では、西サハラの産品問題はパレスチナ被占領地の産品問題と類似のものである。EU ではブリタ事件 (Brita Case) として知られる裁判事例 (ケース番号 Case C-386/08) と、プサゴット事件の裁判事例 (ケース番号 Case C-363/18) の2つが先例としてある。それぞれドイツ、フランスの裁判所に提訴されたもので、欧州司法裁判所が先行判決 (preliminary ruling) ¹⁴を出したものである。

ブリタ事件というのは、ドイツのブリタ社がイスラエルのソーダ・クラブ社 (Soda-Club Ltd) ¹⁵にソーダ・メーカー及び付属品とシロップを注文し、ソーダ・クラブ社がエルサレムの東の西岸地区にあるミシオル・アドゥミム (Mishor Adumim) 工業団地の工場で製造されたものをイスラエル製品として輸入し、イスラエル製品に与えられる特惠待遇をハンブルグの税関に申請したが、ハンブルグ税関が同製品に特惠待遇を与えなかったため、ブリタ社がハンブルグ税関を相手取って訴訟を起こしたというものである。欧州司法裁判所はこの件についての先行判決を2010年2月25日に出した。判決はブリタ社の言い分を認めず、たとえイスラエル政府が本製品をイスラエル製と認める原産地証明を出していたとしても、本製品がイスラエル国内で製造されたものでないのであれば、EU イスラエル連携協定に基づく特惠待遇を受けることはできないというものであった¹⁶。

2つめの事例はヨルダン川西岸地区の入植地産ワインの原産地表示をめぐる問題である。2015年11月11日、EU は西岸地区入植地の産品について、「イスラエル入植地産 (Made in Israeli Settlement)」の表示を義務づける通知書を発し、まずはフランスがそれを実施した。そのため欧州ユダヤ機構と入植地のワイナリー (Psâgot) がフランス政府を相手取って提訴した。2019年、欧州司法裁判所はフランスの措置は合法だと認める先行判決を出した¹⁷。判決は、イスラエルの国内と占領地では法的地位が異なり、西岸地区産であると記載す

¹⁴ 加盟国の裁判所に係属する事件について、基本条約の解釈又はEUの機関・部局等の行為の有効性及び解釈に関する問題点が生じた場合に加盟国の裁判所が審判の前提として当該問題点についての判断が必要と認めるときは、欧州司法裁判所に対し、当該問題点についての意見 (=先行判決) を求めることができる。(外務省ホームページのEU関連用語集より)

¹⁵ 自家用炭酸水メーカーブランドとして知られるソーダストリームは、ソーダストリームのホームページによれば、1998年にソーダ・クラブ社に吸収されている。ブリタ事件で問題となったソーダ・クラブ社の炭酸水メーカーはまさにこのソーダストリームのことを指していると思われる。

¹⁶ Judgment of the Court (Fourth Chamber) of 25 February 2010. Firma Brita GmbH v Hauptzollamt Hamburg-Hafen (Case C-386/08).

<https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&num=C-386/08>

¹⁷ Judgment of the Court (Grand Chamber) of 12 November 2019. Organisation juive européenne and Vignoble Psâgot Ltd v Ministre de l'Économie et de Finances.

<https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-363/18>

れば、一般の消費者はそれがパレスチナ人によって生産されたと思うだろう、それが国際法に違反して作られた入植地から来たものだという何を何の表示もなく了解することを消費者に期待することはできない、そうした表示の省略は消費者を欺くことになりかねない、したがって西岸産であると同時に入植地産であることを明記すべきなのであると述べた。

一方、米国では 1995 年以来入植地の産品に「西岸産」のラベルを使うべきだとされていたところ、2020 年 12 月トランプ政権が「イスラエル産」表示を許可した。バイデン政権はまだこの決定を覆していない。このように EU と米国では入植地産品に対する考え方が違う。欧州司法裁判所の判断は、この問題が正しく自決権の一部を構成する問題であり、入植地の経済活動は、たとえそれが地理的区分としての西岸地区で行われていたとしても、当該地域の人民の経済活動とはみなされないことを示唆している。

日本の法令における原産地表示～関税法、不正競争防止法、景品表示法

西サハラ産のリン鉱石は日本にも輸入されている。財務省貿易統計ではモロッコ（501）と西サハラ（508）は統計国名として区別されており、貿易統計の記録では西サハラからのリン鉱石輸入が過去 3 回、1996 年、2008 年、2019 年にあった。輸入されているリン鉱石はモロッコ国営リン鉱石公社（OCP）が採掘しているものに間違いのない（他には存在しない）。販売しているのは Phosbucraa（南ア高等裁判所判決で Phosphates de Bucraa SA として言及されている会社）という OCP の西サハラの中の子会社の可能性もある。こういう場合、統計国名として西サハラになっていても、採掘そのものが国際法的観点から不法に行われている鉱物を輸入することが日本の法律に抵触しないかが問題となる。

ここでまず関係しそうなのが原産地表示である。原産地の表示については、関税法第 71 条が次のように定めている。これは輸入業者が正しく原産地を申告することを求める法律である。

第七十一条 原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。

2 税関長は、前項の外国貨物については、その原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、機関を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積みもどさせなければならない。

また、輸入貨物の原産地の申告について、関税法施行令第 59 条は以下のように定める。

第五十九条 輸入しようとする貨物についての法第 67 条（輸出または輸入の許可）の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸入申告書を税関長に提出して、しなければならない。この場合については、前条ただし書きの規定を準用する。

一 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格（特例輸入者の特例申告貨物にあっては、貨物の品名、数量及び価格）

- 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 四 貨物の蔵置場所
- 五 その他参考となるべき事項

原産地の申告については原産国が発行する原産地証明（certificate of origin）が必要となる。しかし、モロッコ政府が西サハラを原産地とする原産地証明を出すのだろうか。西サハラを自国の領土と主張するモロッコであるからその可能性は低い。たとえ、諸外国の要請に応じて西サハラ産の証明書を無理に出したとして、西サハラをモロッコの領土と認めていない日本にとってそのようなモロッコ政府発行の原産地証明は有効なのだろうか。

原産地がモロッコであるか西サハラであるかで関税が異なる可能性がある。モロッコは発展途上国として関税上の優遇措置にあたる GSP（一般特惠関税）の適用国である。しかし、西サハラは GSP の対象とはなっていない¹⁸。もし、西サハラ産をモロッコ産と偽って原産地表示がなされていれば、不当に安い関税で輸入されていることになる。

原産地表示問題はタコの輸入にも関係する。日本に輸入されているモロッコ産タコのかなりな部分を実際には西サハラの水域で獲れ、西サハラ領内のダーフラの港に水揚げされたものであることはほぼ間違いない。それを業者がモロッコ領内にトラックで運んで「モロッコ産」として輸出しているのである。モロッコの水域ではタコはあまり獲れないことは現地でも知られている。タコの原産地が西サハラであるのにモロッコ産として GSP の対象となっているのであれば公正な競争に反する行為といわざるをえない。

それでは、日本国内の販売業者は「モロッコ産」として輸入された西サハラのタコをそのまま「モロッコ産」として販売していいのだろうか。販売業者の原産地表示を定める法律は、「不正競争防止法」と「不当景品類及び不当表示防止法」の 2 つがある。後者は略して景品表示法と称される。

まず、不正競争防止法は第二条で「不正競争」を定義し、原産地表示について次のように述べる。ここでは「輸入」も違反行為に含まれることに留意したい。

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

つまり、原産地について誤認をさせるような表示は「不正競争」になるということである。そして、これについての罰は第 21 条の 2 で「5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金

¹⁸ 税関ホームページ「1504 特惠適用国・地域一覧（カスタムスアンサー）」。令和 3 年 4 月 1 日現在。 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504_jr.htm

に処し、又は併科する」と定めている。

次に、景品表示法であるが、この法律は直接に正しい原産地表示を課す文言を含まないが、同法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定（現行の令和元年改正法では第五条第三号と思われる）により「商品の原産国に関する不当な表示」について定めた、以下の昭和 48 年 10 月 16 日公正取引委員会告示第 34 号の 2 が適用される。

- 2 外国で生産された商品について次の各号の一に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

西サハラを原産国とすべきリン鉱石やタコをモロッコ産として販売することはもちろん、それらが西サハラで生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であるものは、不当表示に該当する可能性があるということである。

日本モロッコ漁業協定

EU モロッコ漁業協定と類似の協定が日本にもある。その日本モロッコ漁業協定にもとづき、日本の漁船（とくにマグロはえなわ漁船）が西サハラの水域でまぐろ漁を行っている。漁業法が定める指定漁業は農林水産大臣による許可制となっており、遠洋漁業であるまぐろ・かつお漁業は政令で指定事業とされている。つまりまぐろ遠洋漁業は政府の監督下にある。

日本とモロッコは 1985 年 9 月 11 日に「海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定」に署名し、翌日、暫定実施取極を交わした。ただ、この日本モロッコ漁業協定は今なお正式には発効していないと考えられ、代わって暫定実施取極が 35 年以上用いられている。そのため日本国内では協定の日本語文が手に入らない。どうしていつまでも正式に発効しないのであろうか。同協定によれば、協定の発効は、モロッコ王国政府がその国内的手続きを完了したとの通知を日本政府が受け取った日に始まるとされている（第 9 条第 1 項）。つまり、未だ発効しないのはモロッコが国内の法的続きを行わないからであると考えられる。

それではなぜモロッコは国内の法的手続きを行わないのであろうか。考えられる理由は、同協定の前文に言及のある国連海洋法条約と国際法遵守を言明した箇所をモロッコが受け入れられないからではないか。前文の第 3、第 4 パラグラフは以下のようにになっている。

国連海洋法条約の採択を考慮し、

モロッコ王国政府は、国際法に従って、その 200 海里内の沿岸水域（以下、「モロッ

コの水域」と呼ぶ) にいる生物資源に対する管轄権を有することを認め、

(英文)

Taking into account the adoption of the United Nations Convention on the Law of the Sea,

Recognizing that the Government of the Kingdom of Morocco exercises, in accordance with international law, jurisdiction over the living resources in its adjacent waters within a zone of 200 nautical miles (hereinafter referred to as "the Moroccan waters"), and

モロッコが国際法に従ってその沿岸水域の水産資源に管轄権をもつということは、西サハラは含まれないことになる。少なくとも日本はそこに西サハラの沿岸水域を含ませることは了承できない。国連海洋法条約の採択は 1982 年、日本の同条約署名は 1983 年（批准は 1996 年）、日本モロッコ漁業協定の締結は 1985 年、国連海洋法条約の発効は 1994 年、モロッコの国連海洋法条約加盟は 2007 年という流れでことは進んだ。日本モロッコ漁業協定締結時には国連海洋法条約の中身をモロッコはすでに知っていたが、のちにおそらくその遵守がもたらす協定への影響に気づき、漁業協定を批准できなくなってしまったのではないかと考えられる。

国連海洋法条約は付属の決議 III で、非自治地域について以下のように決議している。

決議 III

第三次国連海洋法会議¹⁹は、
海洋法条約への敬意を表し、
国連憲章、とくにその第 73 条²⁰を想起し、

1. 以下を宣言する。

- (a) その人民が未だ完全な独立あるいはその他の国連が認める自治を達成していない地域、あるいは植民地支配下にある地域の場合、本条約において述べられた権利及び利益に関する規定はその地域の人民の利益のために、彼らの福祉と発展を促進する目的で適用されるものとする。
- (b) この決議が適用される地域の主権に関して国家間に係争が存在し、その係争の解決のために国連が特定の解決手段を勧告している場合、上記パラグラフ(a)にいう権利の行使に関して係争の当事者たちの間で協議が行われるものとする。かかる協議において、当該地域の人民の利益は基本的考慮事項となるものとする。こうした権利の行使は、係争の当事者の立場を毀損することなく関係する国連決議を考慮するものとする。当事国は現実的な性格の暫定措置に入るためのあらゆる努力をなすものとし、係争の最終解決の達成を破綻させないしは阻害することをしないものとする。

¹⁹ 第三次国連海洋法会議は 1973 年から 1982 年に行われた。

²⁰ 国連憲章第 73 条は非自治地域に関する規定である。

2. 国連事務総長に、本決議をすべての国連加盟国及び本会議の他の参加者さらには国連の主要機関に通知し、彼らに決議の遵守を求めるよう要請する。

しかしながら、日本モロッコ漁業協定は発効していないとはいえ、実際にはそれにもとづき取極によって運用されてきた。日本とモロッコは毎年漁業協議を行い、「モロッコ水域」において操業できる日本漁船の数を決めてきたのである。例えば、2018年4月22日と23日にモロッコのラバトで行われた漁業協議では2019年の操業条件について合意がなされ、15隻の日本漁船が許可され、ライセンス料は29,500ディルハム（約57万円）／隻／年、入漁料は2,000米ドル／隻／年と定められた²¹。2019年は2月5日に東京で行われ、2020年の操業条件について前年とまったく同じ内容の合意がなされた²²。

それでは日本のマグロはえなわ漁船は西サハラの水域で本当に操業しているのだろうか。これについては、サハラ・アラブ民主共和国政府が2020年10月12日付の菅義偉首相宛の書簡で、3隻の日本の漁船が西サハラの排他的経済水域で操業しているとした。ポリサリオ戦線は、日本政府は書簡の受け取りそのものを拒否したと言っている。

モロッコ政府は、2017年7月、西サハラを自国の水域とする法律を制定した (Smith 2019: 1)。本来であれば海上国境線を確定するには国境を接するスペインとモーリタニアとの協議を経なければならないが、モロッコは、これは主権の発動であり、他国との協議は必要ないとしてはねのけた²³。さらに2020年1月22日、モロッコ国会は西サハラの水域を自国の水域とする法律を可決した²⁴。モロッコ政府がこうした一方的な措置を慌てて採った背景には欧州司法裁判所における裁判結果があると考えられる。いずれにせよ、いくらモロッコが国内法制を「整備」しても、日本モロッコ漁業協定が国連海洋法条約と国際法を遵守すると謳う以上、協定におけるモロッコの水域が西サハラを含むことはないだろう。

ここで再び元法務担当国連事務次長のハンス・コーレル氏に登場してもらおう。コーレル氏は、2015年に氏が書いた記事の中で、氏が2002年に国連安保理に回答した西サハラにおける鉱物資源開発の合法性について述べた意見は鉱物資源以外にも当てはまるとし、その観点からEUモロッコ漁業協定のあり方について深く憂慮していると述べている。氏は、西サハラの水域を管轄する制度的枠組みはモロッコの水域のそれとはまったく異なるもので、したがってモロッコ政府に支払われるライセンス料などはモロッコの国庫に入れられ

²¹ 水産庁プレスリリース「日モロッコ漁業協議」の結果について。平成31年4月24日。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190424.html>

²² 水産庁プレスリリース「日モロッコ漁業協議」の結果について。令和2年2月6日。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/200206.html>

²³ El Confidencial, 6 jul 2017, “Marruecos incorpora el mar del Sáhara Occidental a sua aguas territoriales”. https://www.elconfidencial.com/ultima-hora-en-vivo/2017-07-06/marruecos-incorpora-el-mar-del-sahara-occidental-a-sus-aguas-territoriales_1262393/ [accessed: 7 September 2021]

²⁴ Africanews., 23 January 2020, “Defiant Morocco integrates Western Sahara waters into its maritime territory”. <https://www.africanews.com/2020/01/23/defiant-morocco-integrates-western-sahara-waters-into-its-maritime-territory/> [accessed: 7 September 2021]

るべきではなく、西サハラの人民がその会計検査に参加できるような別個の口座に振り込まれるべきだと述べている。EU モロッコ漁業協定はこの点問題であり、安保理は EU 漁業協定を精査すべきであるとの考えを示している。さらに、安保理は西サハラ問題の解決そのものが頓挫している状況に責任をもつべきで、MINURSO に東ティモール暫定行政（UNTAET）と同様の幅広い行政権・司法権をもったマンデートを与えることも方法の一つだと述べている²⁵。

日本モロッコ投資促進保護協定

日本とモロッコは 2020 年 1 月 8 日、モロッコの首都ラバトにおいて、「投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定」に署名した。協定の効力発生のためには必要とされる国内手続き（日本の場合は国会の承認が必要）がなされなければならない、その手続き完了の通告の遅い方の受領の日の後 30 日目の日に効力を生ずるとされている。

第一条(f)でそれぞれの国の「領域」を以下のように定めている。

(f)「領域」とは、

- (1) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (ii) モロッコ王国については、モロッコ王国の領域並びにモロッコ王国の領水の外側に位置する海域であって、海洋法に関する国際連合条約に従い、モロッコ王国の法令により、海底及びその下並びに天然資源に関するモロッコ王国の権利を行使することのできる区域として指定されたもの又は将来において指定されるものをいう。

協定の文言からだけだと、モロッコ王国の領土が国際法にしたがって判断されるかが明白でないように思われる。この点、日本モロッコ漁業協定での管轄水域に対する考え方を踏襲していないとも言える。しかしながら、この点に関する日本政府の認識は明白であって、それは 2020 年 5 月 12 日参議院外交防衛委員会における議員の質問に対する茂木敏光外務大臣立ち会いの下での高橋克彦中東アフリカ局長の答弁に示されている。

質問者は鈴木宗男議員で「この協定の定義、第一条の（f）に「領域」という部分がありますけれども、この領域には西サハラは入らぬという認識でよろしいのでしょうか」と質問した。それに対して高橋克彦アジアアフリカ中東局長は「お答えいたします。今御指摘のございました協定第一条（f）でいう「領域」には西サハラは含まれないという理解でございます」と答えている。さらに鈴木議員が「さらに、国際法では西サハラ沿岸部はモロッコの領海とは認められていないと、こういうふうになっていると思いますけれども、その認識でよろしいですか」と重ねて質問したのに対して、高橋氏は「投資協定の（f）の（2）の

²⁵ Hans Corell, “The Responsibility of the UN Security Council in the Case of Western Sahara”, *International Judicial Monitor*, Winter 2015 Issue.
<http://www.judicialmonitor.org/current/specialcommentary.html> [accessed: 15 August 2021]

ころに、領域とともに領水の外側に位置する海域であって云々と規定ございますけれども、いずれに関しましても西サハラは含まれないという理解でございます」と、陸と海の両方に対して西サハラはモロッコの管轄域に含まれないとの認識を示した²⁶。

最後に～ビジネスと人権

近年、ビジネスと人権というテーマの下に、企業活動における人権尊重のあり方が国際的に議論されるようになった。具体的には2011年に国連人権理事会が『ビジネスと人権に関する指導原則』を採択した。続いてOECDが『責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス』を2018年に策定した。紛争鉱物については、『OECD 紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス』(2011年)があり、企業が人権を尊重し、鉱物採掘活動を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避する一助となるよう提案をまとめている。このガイダンスは具体的には、タンタル、タングステン、及びそれらの鉱物の派生物、そして金を対象としたものであるが、広く紛争地産の鉱物資源にあてはまる考え方を提示している。

これらのガイダンスに法的拘束力はないのであるが、このような国際世論の高まりが不法な状態の解消に具体的に効果を発揮しているのも事実である。

例えば、ノルウェーで最大の民間投資会社ストアブランド (Storebrand) は、2020年第4四半期の投資先除外リストを発表し、西サハラの再生可能エネルギー部門に関わるシーメンス・エネルギー社、シーメンス・ガメサ社、エネル社 (Enel) への投資を引き揚げたことを明らかにした。総額9,210億クローネ (893億ユーロ) になる²⁷。

また、ドイツのコンチネンタル社の子会社であるコンチテック社 (ContiTech) は、モロッコ国営リン鉱石会社 (OCP) にベルトコンベヤーを供給する契約を更新しなかった。2021年2月10日付け「西サハラ資源ウォッチ」宛の手紙で明らかにした。このベルトコンベヤーはリン鉱石採掘地の西サハラのブークラーから100kmある港まで走っている。契約は2020年の6月の段階で切れており、交渉を行っていたが、更新しないとの発表に至った。2020年9月、ブークラーの採掘用ドリルを提供していたスウェーデンのエピロク社 (Epiroc) が提供を停止したことを明らかにしたので、西サハラでのリン鉱石採掘に対する包囲網が狭まっていたと思われる²⁸。

さらに、2021年3月11日、ニュージーランドの公的年金基金であるニュージーランドスーパーアニュエーション (The Guardians of New Zealand Superannuation) による西サハラからリン鉱石を輸入して肥料を製造している2社、ラーベンスダウン社

²⁶ 第201回国会参議院外交防衛委員会第11号 (令和2年5月12日) 会議録。

<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/120113950X01120200512>

²⁷ Responsible Investor, 14 January 2021, “UPDATED Storebrand axes Siemens Energy and Enel over Western Sahara links amid ceasefire breach”. <https://www.responsible-investor.com/articles/storebrand-axes-siemens-and-enel-over-western-sahara-links-amid-ceasefire-breach> [accessed: 7 September 2021]

²⁸ Western Sahara Resource Watch, 11 February 2021, “Continental has left occupied Western Sahara”. <https://wsrw.org/en/news/continental-has-left-occupied-western-sahara>

(Ravensdown) とバランス・アグリニュートリエンツ社 (Ballance Agri-Nutrients) への投資の違法性について、ポリサリオ戦線オーストラリア・ニュージーランド事務所が高等法院に求めている司法審査では、同投資はニュージーランドの年金基金法 (2001年ニュージーランドスーパーアニュエーション退職収入法) に違反してはいないが、西サハラのリソニウム輸入はニュージーランドのより広い意味での利益に対して評判上のリスク (reputational risk) があることを認めた²⁹。違法ではないが、企業のデュー・ディリジェンスが実行されていないという裁判所の警告は、まさにデュー・ディリジェンスのガイダンスに沿った発言であった。

最後に、独立前の地域の資源開発の先行事例としてナミビア基金があることを指摘する論者が少なくないことを記しておきたい。ナミビアは1989年に憲法制定議会選挙を実施し、1990年2月に独立を達成した。独立に至る過程ではナミビア基金が設置され、ナミビアの資源採掘からあがる利益はそこにプールされていた。こうした手法についてはハンス・コーレル氏も例としてあげている。これについては稿を改めて検討したいと思う。

参考文献

Ruys, Tom, “The Role of State Immunity and Act of State in the NM Cherry Blossom Case and the Western Sahara Dispute”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 68, January 2019, pp. 67-90.

Smith, Jeffrey, “International Law and Western Sahara’s Maritime Area”, *Ocean Development & International Law*, 2019, pp. 1-24.

https://www.researchgate.net/publication/332215142_International_Law_and_Western_Sahara%27s_Maritime_Area

Suárez-Collado, Ángela, and Davide Contini, “The European Court of Justice on the EU-Morocco agricultural and fisheries agreements: an analysis of the legal proceedings and consequences for the actors involved”, *The Journal of North African Studies*, pp. 1-20, 21 April 2021. <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13629387.2021.1917122>

Verguilla, Victoria, “Conflits et Actions Collectives Autour de l’Exploitation du Poulpe au Maroc”, *Politique africaine* (Karthala), 2009/4 No. 116, pp. 43-62. <https://www.cairn.info/revue-politique-africaine-2009-4-page-43.htm>

²⁹ Stuff, 21 March 2021, “High Court dismisses judicial review of NZ imports of Western Sahara phosphate”. <https://www.stuff.co.nz/business/industries/124574436/high-court-dismisses-judicial-review-of-nz-imports-of-western-saharan-phosphate> [accessed:15 August 2021]

Western Sahara Resource Watch. 2019. *P for Plunder: Morocco's Exports of Phosphates from Occupied Western Sahara 2019*. https://wsrw.org/files/dated/2020-02-24/p_for_plunder_2020-web.pdf

Western Sahara Resource Watch. December 2020. *Above the Law: How the EU, blatantly, imports fish products from occupied Western Sahara, ignoring its own Court of Justice*. https://vest-sahara.s3.amazonaws.com/skvs/feature-images/File/243/5fc82120abf59_Abovethelaw2020_web.pdf